

琴浦町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

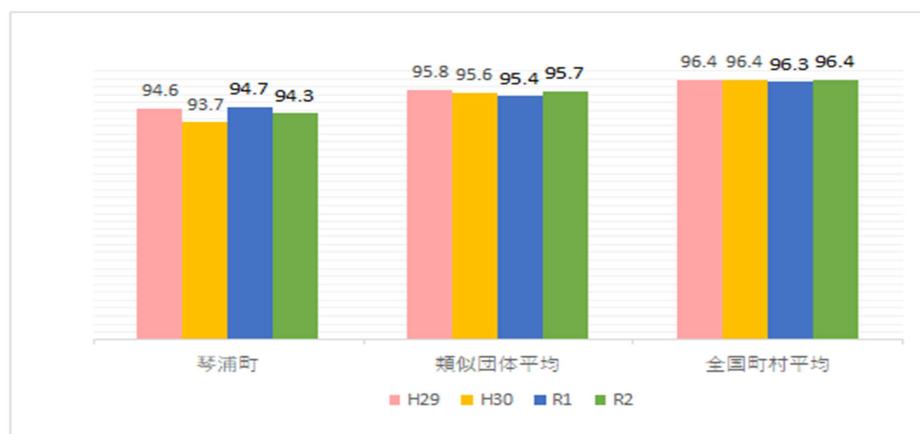
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	17,023人	129億8,064万4千円	4億151万5千円	19億3,171万1千円	14.9%	14.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				一人あたりの給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
	(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B / A)	
令和2年度	205人	6億4,399万9千円	5,606万5千円	2億5,211万1千円	9億5,217万5千円	464万4千円	556万2千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げる。（最大４.７％）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和３年４月１日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	39.8歳	286,800円	304,998円
国	43.0歳	325,827円	407,153円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	45.8歳	239,000円	243,820円
国	50.9歳	286,947円	328,603円

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和３年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和３年４月１日現在）

区分		琴浦町	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

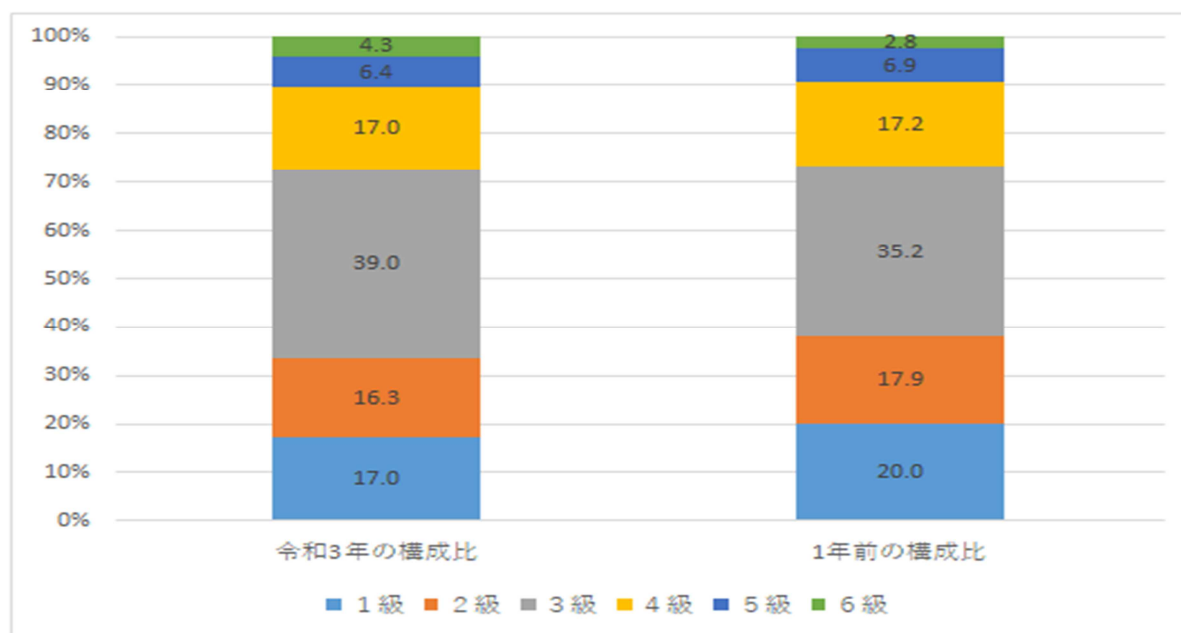
区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	259,200円	313,900円	345,000円
	高校卒	248,900円	274,400円	323,500円
現業職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	206,600円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

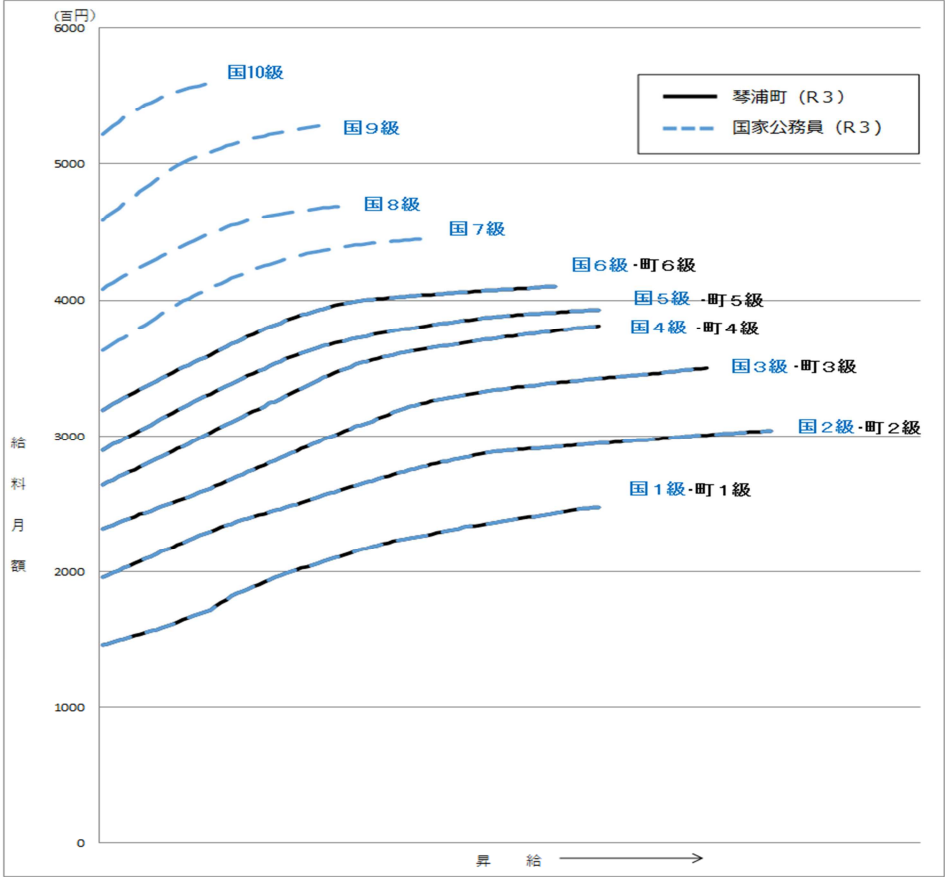
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号俸の 給料月額	最高号の 給料月額
1級	主事	24	17.0	146100円	247600円
2級	主事	23	16.3	195500円	304200円
3級	係長・主任	55	39.0	231500円	350000円
4級	課長補佐・主査	24	17.0	264200円	381000円
5級	課長・参事・室長	9	6.4	289700円	393000円
6級	課長・局長	6	4.3	319200円	410200円

- (注) 1 琴浦町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和 3 年 4 月 1 日現在）



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	琴浦町			国
1人当たり平均支給額 (令和2年度)	128万7千円			
令和2年度支給割合		期末手当	勤勉手当	左に同じ
	6月期	1.30 (0.725) 月分	0.95 (0.45) 月分	
	12月期	1.25 (0.725) 月分	0.95 (0.45) 月分	
	計	2.55 (1.450) 月分	1.90 (0.90) 月分	
加算措置の状況	6級 15%			左に同じ
職制上の段階、職務の等級による加算措置	4、5級 10%			
	3級 5%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和２年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和３年４月１日現在）

		自己都合	定年	国
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	左に同じ
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置		退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額		6,192,386円		—

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1,153万1千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	5万8千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(4) その他の手当（令和 3 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 子（特定期間） 加算 5,000円 父母等 6,500円	同	—	1,945万7千円	27万円 (74名)
住居手当	家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 家賃61,000円以上 28,000円	同	—	574万4千円	27万3千円 (20名)
通勤手当	交通機関などの利用者 最高限度額 55,000円 自動車などの利用者（通勤距離2km以上） 2,000円～31,600円	同	—	1,096万8千円	7万5千円 (153名)
管理職手当	総務課長 48,000 その他の課長 40,000 参事等 20,000	異	—	777万6千円	41万2千円 (20名)

5 特別職の報酬等の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

	給料月額	報酬月額	期末手当			退職手当		
			令和2年度支給割合		加算	支給率	1期の手当額	支給時期
町 長	827,000円		6月期 12月期 計	1.70月 1.65月 3.35月	月額×1.2	500/100	16,540,000円	任期ごとに支給
副町長	662,000円					280/100	7,414,400円	
教育長	621,000円							
議 長		331,000円						
副議長		240,000円						
議 員		224,000円						

（注）2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

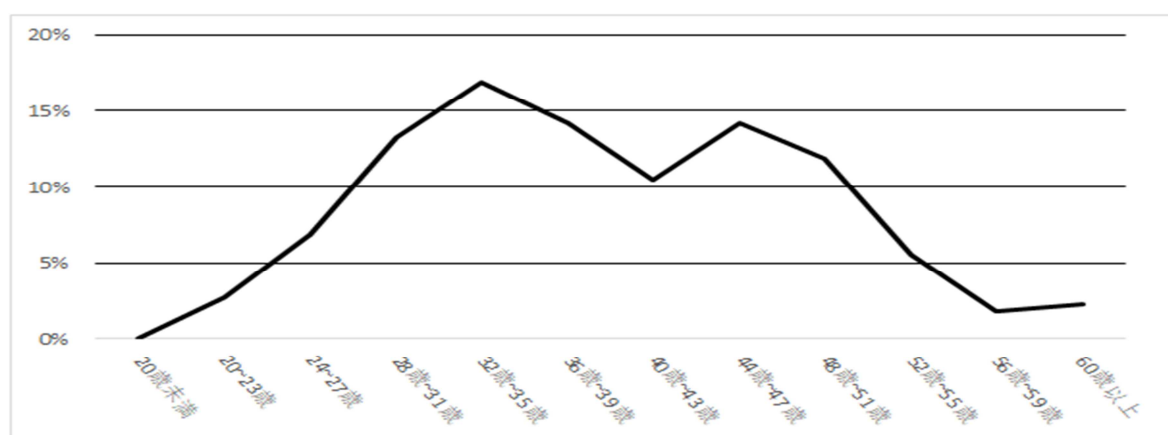
区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
	一般行政部門	159	157	△ 2	
普通会計部門	教育部門	47	45	△ 2	
	小計	206	202	△ 4	
公営企業等会計部門		18	17	△ 1	
合計		224	219	△ 5	再任用職員の退職による。
		[230]	[230]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	15	29	37	31	23	31	26	12	4	5	219



(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政		196	203	197	203	206	202	6 (3.1%)
公営企業等会計		20	21	20	20	18	17	△3(△15.0%)
総合計		216	224	217	223	224	219	3 (1.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。